



神奈川県PTA協議会 安全互助会は

単位PTA、会員校の児童・生徒およびPTA会員（保護者・教職員）等の皆さまが安心してPTA活動に取り組めるようにサポート、活動中に生じるさまざまな事故を幅広く補償します。

神奈川県PTA協議会に所属する小・中学校PTAがPTA単位で団体として加入します。

《会費》 1 世帯100円

《保険の対象となる方》 ・PTA会員(保護者・教職員)およびその学校に通学する児童・生徒
・PTA会員の同居の親族
・PTA行事(*1)への参加が事前にPTAより認められている方

(*1) PTA行事とは、日本国内においてPTAが企画・立案し主催するまたは共催する行事でPTA総会・運営委員会などPTA会則(名称のいかんを問いません)にもとづく手続きを経て決定されたものをいいます。

PTA 団体傷害保険

PTAが主催・共催する行事中に参加者がケガをした場合、入院・通院保険金とお見舞金を支払われます。ケガには、食中毒・日射または熱射を原因とする熱中症も含まれます。また、日常のPTA活動中にケガをした場合も同様に補償されます。(自宅と行事会場との往復途上も含まれます)

補償内容例 例えこのような場合のケガの補償

児童・生徒

児童がPTA活動中にケガをした



PTA 会員

保護者会員がPTA共催の運動会でケガをした



PTA が事前に認めた参加者

PTA 安全パトロール中にケガをした



<お支払いする保険金>

①死亡保険金 ②後遺障害保険金 ③入院保険金 ④手術保険金 ⑤通院保険金
※ケガには細菌性食中毒およびウイルス性食中毒、および急激かつ外来による日射または熱射による身体の障害を含みます。

お支払金額

- | | | |
|---------------------|------|---------|
| ● 保険金(保険会社より)... | 入院日額 | 3,060 円 |
| | 通院日額 | 1,140 円 |
| ● お見舞金(安全互助会より) ... | 入院 | 5,000 円 |
| | 通院 | 2,000 円 |

※ 同一種類のお見舞金のお支払いは、年度内1回に限ります。

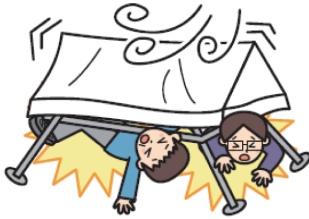
PTA 賠償責任保険

PTA 活動に起因する加害事故(対人・対物・保管物)を補償します。(自宅と行事会場との往復途上は含みません) さらに、提供飲食物に対する危険補償、法律相談・トラブル対応費用補償にも対応しています。

基本補償例 例えこのような場合の対人・対物・保管物の補償

- 対人・対物補償の被保険者には PTA だけでなく、PTA 役員(個人)が訴えられた場合も含みます。

対人 来賓にケガをさせた



対物 他人の財物を壊した



保管物

学校から借りたものを壊した



<お支払いする保険金>

- ①損害賠償金 ②損害発生・拡大防止費用 ③求償権保全費用 ④緊急措置費用
- ⑤争訟費用 ⑥保険会社への協力費用

● 提供飲食物危険補償

PTA のイベント等で提供した飲食物により、他人が食中毒等を被った場合の損害賠償責任を補償



● 法律相談・トラブル対応費用補償

PTA および PTA の役員がトラブルに巻き込まれた際の弁護士への法律相談費用や委任費用を補償

弁護士相談・弁護士紹介サービス

トラブルに関して、保険会社提携先弁護士からのアドバイスや、委任を行う弁護士の紹介を受けられます。



保険金、見舞金の詳細については、安全互助会の手引きをご覧ください。また、PTA 活動でケガや事故が起こった場合やご質問は、事務局へお問い合わせください。

神奈川県 PTA 協議会安全互助会事務局

045-326-6103

〒220-0053 横浜市西区藤棚町 2-197 神奈川県教育会館内
fax: 045-326-6107 mail: office@pta-kanagawa.gr.jp



安全互助会
ホームページ